

全老施協発第1623号  
平成21年11月25日

厚生労働省 老健局  
局長 宮島俊彦 様

公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
会長 中田 清

### 認知症介護実践研修における「実践リーダー研修」 実施について【要望】

公益社団法人全国老人福祉施設協議会では、認知症介護実践研修（実践者研修）を平成18年度から実施しており、認知症ケアの専門性と質の向上を目指し継続的に取り組んでいるところです。

とりわけ、「実践リーダー研修」については、平成21年度介護報酬改定において創設された認知症ケア加算の取得にあたり、その修了者の配置が必須であることから、各都道府県老施協との連携のもと平成21年度から重点的に実施しているところです。

しかし、同研修については、加算取得の要件であるにもかかわらず、法人に対する指定・委託手続きや研修内容・カリキュラム等は各都道府県・指定都市によって大幅な相違が生じています。

その結果、認知症ケアの質に地域格差が生じることも想定され、認知症ケアの専門性の確保・普及の指標となる研修内容の確保を図り、より一層の充実・強化を目指すために、標準カリキュラムの遵守について都道府県・指定都市に対し是正の周知徹底を求めるものです。

## 記

### 認知症介護実践研修「実践リーダー研修」について

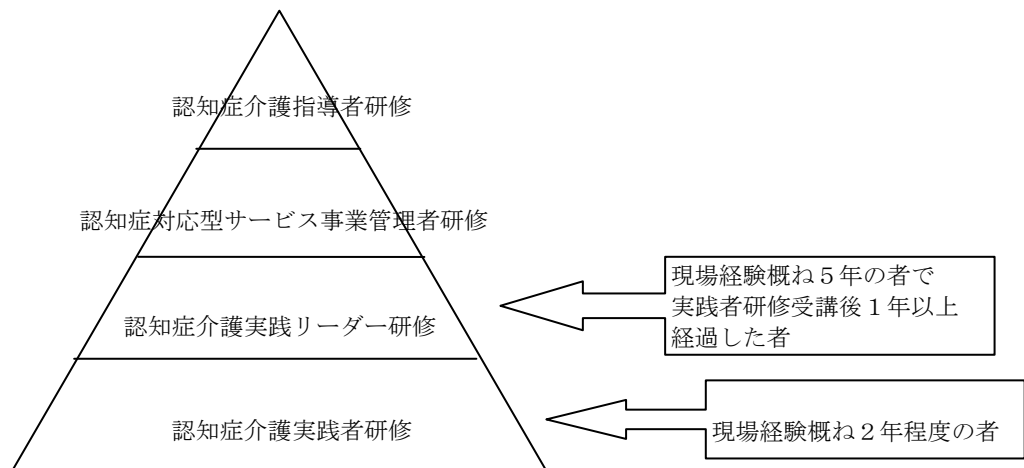
①研修対象者は「介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であって、実践者研修を修了し1年以上経過している者」とあるが、「概ね5年以上」の要件を削除していただくよう要望します。

(理由)

「概ね5年以上」の表現が曖昧であり、都道府県・指定都市によって解釈が異なっているのが現状です。

また、「実践者研修」受講の要件には現場経験「概ね2年程度」とあり、「実践リーダー研修」受講の要件には「実践者研修を修了し1年以上」とあるため、「概ね2年程度の者」が実践者研修を修了したのち1年経過した場合、実務経験は3年程度となり、実践リーダー研修の研修対象者に求められる経験年数と整合性が取れなくなります。

### 【認知症介護研修体系】



②カリキュラムの内容、時間数等の標準化について都道府県に対し指導を求めるとともに、課長通知に必須カリキュラムの明確なガイドラインを設けていただくよう要望します。

(理由)

課長通知に示されている標準カリキュラムに対し、各都道府県・指定都市の独自カリキュラムの日数、内容に大幅な差が生じています。

本会では、標準カリキュラムに沿った内容で実施しているにも関わらず、都道府県・指定都市の判断が大きく異なるため統一が困難な状況です。

また、研修期間の差異により研修への参加の機会や受講の成果に公平性を欠くことも考えられます。

例：

	講義・演習	他施設実習	職場実習	実習のまとめ
最大	12日間 (岐阜県)	10日間(京都府)	7週間 (福島県)	2日
最小	5日間 (山形県・広島市)	なし(山形県)	日数指定なし (広島県)	1日
本会標準 カリキュラム	6日間：45時間 2, 520分	3日間	4週間	1日

※各都道府県・指定都市の状況については、それぞれ独自実施の状況をまとめたもの。

本会主催の研修については本会の標準カリキュラムに原則統一して実施している。

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル2階

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 Fax 03-5211-7705